

土庄町官民連携まちなか再生推進支援業務委託仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、土庄町が委託する「土庄町官民連携まちなか再生推進支援業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、土庄町立地適正化計画に定める都市機能誘導区域の重点エリアに位置付けられており、土庄町の都市機能が集積している地区において取り組むものである。

離島にある土庄町の玄関口であり島民や多くの観光客等が利用する土庄港と、観光客等のほとんどが立ち寄るエンジェルロードに挟まれたエリアに立地し、3年に一度開催される「瀬戸内国際芸術祭」の作品が展示される「迷路のまち」と呼ばれている昭和レトロな街並みや、世界一狭い「土淵海峡」、小豆島八十八ヶ所巡りの霊場の一つである「西光寺」を有するなど、観光資源や商業・業務・福祉施設・交通等都市機能が集積したエリアとなっており、古くから中心市街地のにぎわいを形成してきた。

しかしながら、全国的な傾向と同様またはそれ以上に人口減少・少子高齢化が進む中で、特に中心市街地において商店街の衰退や学校の閉校、多くの空き店舗や空き家が発生しており、さらに、学校跡地や旧役場などの公的遊休不動産を多数有していることから、それら低未利用土地等の有効的な利活用が必要となっている。

これら以外にも様々な課題を抱える土庄町において、持続可能な町へと再生するため、官民が一体となって一つの未来ビジョンを掲げ、その実現に向けて取組を推進する体制の構築が急務であることから、「まちなかエリアのプラットフォームの構築」を行うものである。

(対象エリア)

第3条 本業務の対象エリア(以下、「エリア」という。)は、別紙1に示す範囲とする。
ただし、検討過程においてエリアに変更の必要が生じた場合は、協議のうえ検討を加える。

(履行期間)

第4条 契約締結日から令和8年2月27日(金)までとする。

(業務責任者等)

第5条 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門知識と十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。

2 プロポーザルの企画提案書に示した管理技術者及び担当技術者を配置する。ただし、事情により配置できなくなった場合は、同等の技術・経験を有する技術者を選定し、土庄町の承認を受けなければならない。

(作業計画)

第6条 受注者は、業務着手に先立ち速やかに発注者に下記の書類を提出し承認を受けなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者等通知書

また、着手時打合せ協議を踏まえ、検討内容等を明らかにした詳細な業務計画書を作成し、提出すること。業務は、業務計画書に基づいて進めることとし、実施期間中にその内容や方向性について変更が生じた場合は、随時見直しを行うこと。

(資料の貸与)

第7条 本業務に必要となる資料の収集または調査等は、原則として受注者が行うこととするが、土庄町が保有する資料については、貸与を受けることができるものとする。この場合において受注者は、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに発注者へ返還するものとする。また、土庄町の承諾なしに他に貸与し、公表し、譲渡し、または使用してはならない。

(関連計画等)

第8条 本業務は、本仕様書、契約書の他、関連計画等をはじめ、エリアの位置付け、役割、エリア内及びエリア周辺で予定されている事業などの関連施策を正確に把握しなければならない。

(業務の実施方針・体制)

第9条 民間の自由な発想・視点により、行政に不足する機能や能力を補完し、民間ノウハウを活用する提案を行い実施する。

- 2 エリア内外の民間事業者等との連携によるネットワークを構築し、業務を行うこと。

第2章 業務内容

(業務内容)

第10条 本業務は、エリア内外のまちづくりに関する多様な主体との連携のもと、官民の幅広い関係者が参画する官民連携のエリアプラットフォームを構築し、エリアプラットフォーム構築後に参画者が共に目指すべきビジョンの策定・共有のため、次の内容を実施するものとする。

- (1) 事業全体のマネジメント
 - 円滑かつ着実に事業推進を行うため、事業全体の企画及びその進捗管理を行う。
- (2) 関係者ヒアリング
 - エリア内外の関係者の発掘とプラットフォーム構築へのコーディネート（意向把握、ヒアリング等）を行う。
- (3) エリアの将来像や方向性の整理
 - 一 まちづくりの方向性の検討
 - 二 令和7年度業務方針の提案
 - イ エリアの未来ビジョン策定に向けた試行（社会実験等）
 - ロ エリアの未来ビジョン策定手法の提案（住民ワークショップ等）
- (4) 設置要領の検討
 - エリアの特性や関係者の意向等を踏まえ、望ましいプラットフォームのあり方や組成へのステップ、運営方法等を検討し、関係者と合意形成を図る。

(5) 事業計画の作成

エリアプラットフォーム構築における、中長期事業計画と単年度の事業計画を作成し、エリアプラットフォームの活動の明確化と今後の展開を具体化する。

(6) 未来ビジョンの方針（骨子）の検討

関係者ヒアリングや社会実験等、さまざまな条件や意見を踏まえたうえで、未来ビジョン作成に必要なデータ等のとりまとめや骨子案の検討を行う。

(7) エリアプラットフォーム構築支援及び情報発信

エリアにおける特性を踏まえた未来ビジョンの策定と実効的な推進を担う、自立した官民によるエリアプラットフォームの構築支援のため、次の業務を行う。

一 官民の機運醸成

専門人材による官民連携まちづくりに係る講演会や住民参加による実証実験の場の創出により、官民関係者間の機運醸成を図る。

二 エリアプラットフォーム構築支援

エリアプラットフォームの構築に必要な資料作成や調整、支援などを行う。

三 活動内容等の情報発信

エリアプラットフォームの活動等について、エリア内の関係者のみならず広く周知し、エリアへの興味喚起を図る具体的な手法の提案と実施。

(8) その他

一 公募型プロポーザルにおける提案

公募型プロポーザルにおける提案事項については、土庄町と受注者との協議により実施方法等を確定する。

二 各種調査照会における対応

本業務は、国土交通省都市局所管の国庫補助事業である「官民連携まちなか再生推進事業」の採択を受けて実施することから、受注者は、当該事業の募集要領や補助金交付要綱を遵守し業務を行うものとする。また、報告書等の成果品（部分含む）は、募集要領の留意点等を考慮し作成するとともに、関係各所からの情報提供や調査等の依頼があった際はこれに協力するものとする。

三 その他の詳細は、土庄町と受注者が協議のうえで決定する。

（打合せ協議）

第14条 受注者は、本業務の実施にあたり、土庄町との十分な協議打合せを行う。

着手時	1回
中間打合せ	5回
成果品納品時	1回

その他、必要に応じて適宜実施するものとし、Web会議での開催も検討する。

第3章 成果品

（成果品の帰属）

第15条 成果品は、全て土庄町の所有とし、業務上知り得た情報、資料等の秘密を第三者に漏らし、自ら使用してはならない。

（成果品の瑕疵）

第16条 受注者は、業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が明らかとなった場合は、自らの責任において速やかに修補を行う。

（成果品）

第17条 提出する成果品は、以下のとおりとする。以下に記載のない項目については、調査職員と協議のうえ決定する。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| （1）報告書 | 1 部 |
| ※業務の中で実施した内容（議事録含む）について、A4版カラー、ファイル製本 | |
| （2）情報共有媒体等 | 1 式 |
| （3）関連資料 | 1 式 |
| （4）電子データ（電子記録媒体及びファイル転送サービス等による納品） | 1 式 |

（疑 義）

第18条 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、土庄町と受注者は協議のうえ、業務が円滑に進むよう努力しなければならない。

別紙 1

